

令和3年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの 新規利用について

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

利用案内及び申請用紙を11月2日(月)から配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

保育所(園)・認定こども園

- 要件 普段仕事をしている等のため、日中、家庭において保育ができない場合
- 利用案内の配布場所 保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課
- 対象 0歳児から5歳児まで
- 申請書類 ①認定申請書及び利用希望申込書 ②勤務証明書等
③令和2年1月2日以降に転入した方は、市町村民税課税(非課税)証明書
- 受付日時等 (例年と受付方法が異なっておりますのでご注意ください。)

①書類受付	令和3年1月8日(金)9:00~14:00 1月9日(土)9:00~12:00 場所 役場第二庁舎301会議室 ※書類の受付のみ行います。(お子さんのご来庁は不要です。) ※②の面接日時を指定します。指定日時に来庁できない場合は、別途保育園と面接日時の調整を行っていただきます。
②面接 所要時間 約15分	令和3年1月12日(火)~15日(金)のうち指定された日時 場所 役場第二庁舎の指定された会議室 ※必ずお子さんと一緒にご来庁ください。

- その他 ・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。
・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

学童クラブ

- 要件 普段仕事をしている等のため、放課後、家庭において保育ができない場合
- 利用案内の配布場所 学童クラブ、すこやか子育て課
- 対象 小学1年生から6年生まで
- 申請書類 ①申請書 ②勤務証明書等

受付日時	場所
令和3年1月8日(金)9:00~14:00	役場第二庁舎301会議室
令和3年1月9日(土)9:00~12:00	



※お子さんのご来庁は不要です。

幼稚園等の預かり保育の補助について

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

「預かり保育」とは、幼稚園の基本時間にプラスして、お子さんを園に預けることです。夕方の時間だけでなく、朝や夏休みなどの長期休みが対象となる場合もあります(詳細は各園にお問い合わせください)。

令和3年度に新たに幼稚園等に通いはじめるお子さんの中で、預かり保育の補助を申請する場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 対象 幼稚園、認定こども園
(幼稚園部分)に通うお子さんのうち、
右記に該当する方

3歳児~5歳児クラス	保育の必要のある全ての子ども(2号認定)
満3歳児クラス	保育の必要のある非課税世帯の子ども(3号認定)

※保育の必要性…就労(週4日以上かつ月64時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護など

- 補助上限額 預かり保育の利用日数×450円(月額最大11,300円)
- 申請書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 ②勤務証明書等
- 申請場所 すこやか子育て課
- 申請期限 4月から給付を受ける場合:令和3年2月19日(金) それ以降:認定を受けたい月の前月中
- その他 保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等の利用料の助成が受けられる場合があります。詳細については、すこやか子育て課へお問い合わせください。